

3. 母子寡婦福祉資金特別会計（子ども家庭課）

（制度概要）

母子寡婦福祉制度は、「母子及び寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）」により、母子家庭等及び寡婦に対して、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とした制度である。

基本理念は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されること、また母子家庭等の母等や寡婦が健康で文化的な生活が保障されることにある。国及び地方自治体は、当該基本理念が具現されるように配慮し、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務があるとされている。

山形県では、「山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和39年12月26日山形県規則第84号）」を定め、貸付の申請、保証人の要件、償還等に関する処理を明示している。さらに、「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」により、貸付事務、貸付後の異動等、償還事務、償還困難者及び滞納者に対する指導・償還督促、借主・連帯借主・保証人に異動がある場合、について詳細な事務処理を定めている。

「母子及び寡婦福祉法」より抜粋

（目的）

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（母子福祉資金の貸付け）

第十三条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はそ

の扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該児童が二十歳に達した後も、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該配偶者のない女子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童（二十歳以上である者を含む。）がその修学、知識技能の習得等を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

「山形県母子及び寡婦福祉法施行細則」より抜粋

第2章 母子家庭に対する福祉の措置

（貸付けの申請）

第2条 法第13条第1項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、別に定める場合を除き、法定代理人の同意を必要とする。

- (1) 戸籍謄本及び住民票の写し（世帯全員のもの）
- (2) 法第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であることを証する書類
- (3) 次に掲げる資金の種別に応じて、それぞれ次に定める書類
 - イ 事業開始資金 事業計画書（別記様式第2号）
 - ロ 事業継続資金 事業成績及び事業継続計画書（別記様式第3号）
 - ハ 修学資金 在学証明書、合格通知書又は入学許可書の写し
 - ニ 技能習得資金 技能習得見込書（別記様式第4号）

- ホ 修業資金 修業見込書（別記様式第5号）
 - へ 就職支度資金 就職決定見込書（別記様式第6号）又は採用の内定を証明する書類の写し
 - ト 医療介護資金 診断及び所要経費概算見込書（別記様式第6号の2）
 - チ 生活資金 生活安定設計書（別記様式第6号の3）
 - リ 住宅資金 住宅建設等計画書（別記様式第7号）
 - ヌ 転宅資金 賃貸借契約書の写し
 - ル 就学支度資金 合格証明書又は入学許可書の写し
 - ヲ 結婚資金 婚姻予定書（別記様式第8号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

第3章 寡婦に対する福祉の措置

（貸付けの申請）

第17条 法第32条第1項において準用する法第13条第1項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本及び住民票の写し（世帯全員のもの）
 - (2) 配偶者のない女子であることを証する書類
 - (3) 民法第877条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない申請者にあつては、市町村長の発行する所得証明書
 - (4) 次に掲げる資金の種別に応じて、それぞれ次に定める書類
 - イ 事業開始資金 事業計画書
 - ロ 事業継続資金 事業成績及び事業継続計画書
 - ハ 修学資金 在学証明書、合格通知書又は入学許可書の写し
 - ニ 技能習得資金 技能習得見込書
 - ホ 修業資金 修業見込書
 - へ 就職支度資金 就職決定見込書又は採用の内定を証明する書類の写し
 - ト 医療介護資金 診断及び所要経費概算見込書
 - チ 生活資金 生活安定設計書
 - リ 住宅資金 住宅建設等計画書
 - ヌ 転宅資金 賃貸借契約書の写し
 - ル 就学支度資金 合格証明書の写し又は入学許可書の写し
 - ヲ 結婚資金 婚姻予定書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(収入未済の現状)

平成 24 年度末の収入未済の状況は以下のとおりである。

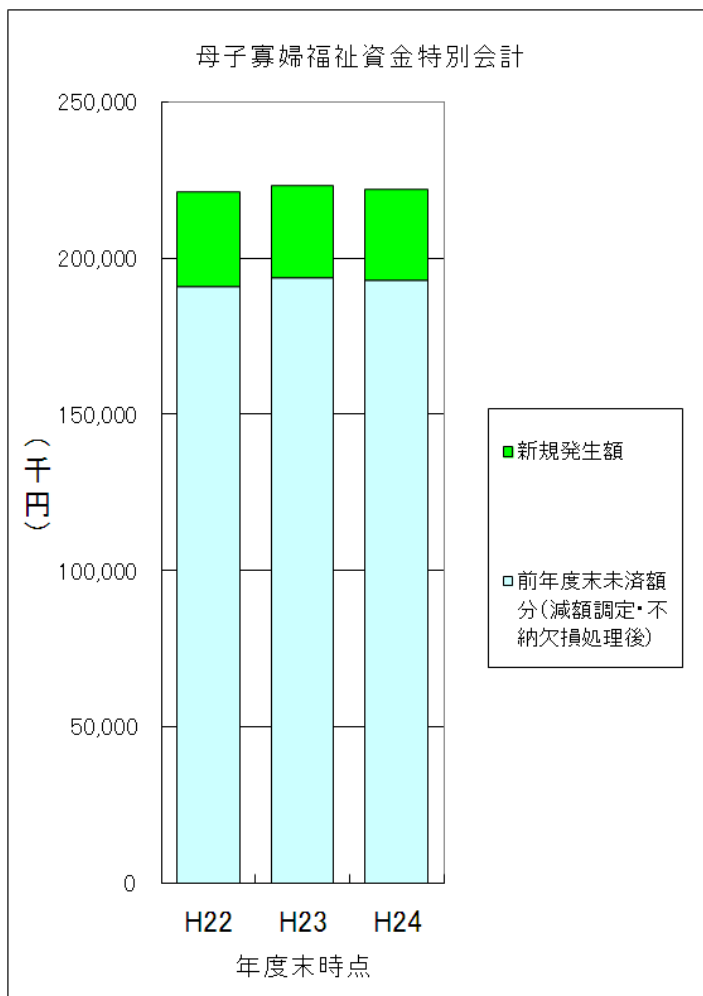
科目名	平成 24 年度末収入未済額 (千円)
母子福祉資金貸付金元利収入	208,175
寡婦福祉資金貸付金元利収入	4,217
過年度歳出返納金 (修学資金)	9,541
合計	221,934

当該貸付制度は母子家庭等の児童・母等、寡婦に対するものであり、当該資金を必要とする者は生活資金が不足していることが多い。制度趣旨から考えても低所得者の生活困窮者の救済を目的としたものであることは明らかである。

このため、生活資金の不足から貸付金返済の滞納の発生の可能性が高く、平成 24 年度の収入未済新規発生額 (滞納発生額) は 29,175 千円であり、平成 24 年度末収入未済額 (滞納累計額) は 221,934 千円と多額である。これらは、本来山形県の収入となり県財政を支えるものであり、回収に努めなければならないものである。

平成 24 年度末の収入未済額の残高は平成 23 年度末に比べ 1,205 千円減少したものの、依然として高い水準にある。

母子寡婦福祉資金特別会計の収入未済額の過去3年間の推移は下表のとおりである。



山形県では、「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」により、貸付事務、償還事務に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めている。

また、「母子福祉資金貸付基準」「寡婦福祉資金貸付基準」において、貸付を認めない基準を明確にしている。資金滞納への対応については、「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督促手順マニュアル」により、督促手順を詳細に定め、督促状・催告状の送付、償還指導記録の作成等を明確にしている。

(実施した手続き)

監査人は、村山総合支庁、置賜総合支庁、最上総合支庁、庄内総合支庁において現地調査を行い、貸付の事務手続き、滞納発生に関する事務手続きの検証を行った。また、総合支庁担当者への質問を実施し、徴収事務の実施状況を把握した。取引は、貸付事務に関しては「母子(寡婦)福祉資金貸付決定者名簿」から、滞納事務に関しては「母子

（寡婦）福祉資金滞納者一覧表」から抽出した。

具体的には、抽出した取引について、以下の資料に基づき検証を行った。

（貸付事務）

- ① 母子（寡婦）福祉資金貸付申請書
- ② 母子福祉資金貸付申請同意書（必要な場合）
- ③ 「配偶者のない女子であることを証する書類」
- ④ 「その他知事が必要と認める書類」
- ⑤ 調査内容に関する書類
- ⑥ 審査会適否に関する書類
- ⑦ 母子（寡婦）福祉資金貸付決定通知書

（滞納事務）

- ① 督促状
- ② 催告状
- ③ 償還指導記録カード

（監査の結果）

(1) 審査会の設置について

「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」では、「第1 貸付事務 4 貸付の決定（1）部長は、貸付申請者が整備され調査の終了したものについて、原則として毎月1回関係者で構成する審査会に諮り、貸付けの可否を決定するものとする。ただし、災害等により緊急の貸付けの場合又は3月における就学支度資金等の貸付けの場合は、随時審査会に諮り貸付けの適否を決定するものとする。」と定め、合議制の審査会による審議を規定している。

しかし、最上総合支庁では、「最上総合支庁母子及び寡婦福祉資金貸付決定審査会設置に関する内規」において、「（審査の範囲）3 審査対象は原則として全ての資金とする。ただし、修学資金及び就学支度資金については、審査会の開催を省略することができるものとする。」と定め、すべての修学資金及び就学支度資金について審査会を省略し、起案により貸付の可否を決定している。

起案には審査会を構成すべきメンバーが捺印をしているものの、本来、貸付資格や保証人の条件、償還計画について合議による話し合いを行うべき審査会が、特定の総合支庁のみ省略されていることは、なんら合理性がなく認められないと判断した。早期に内規を改正し、審査会による合議を行う必要がある。【指摘事項】

(2) 償還指導記録カードについて

「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督促手順マニュアル」において、「IV 滞納 4 督促等手順（3）償還協力員は、滞納者の生活状況等の把握等情報収集に努めるとともに、滞納者ごとに償還指導記録カードを作成する。なお、市部については、市福祉事務所長に相談、情報提供を受けるものとする。」と定め、督促に関する記録簿となる償還指導記録カードの作成を義務付けている。

置賜総合支庁では、償還指導記録カードを作成したうえで、母子寡婦記事台帳の機能を利用し同様の内容をシステムに入力している。事務的に同様の作業が行われており、作業の効率を悪化させている。最上総合支庁では、償還指導記録カードの様式は使用せず独自の様式を使用している。記載内容が網羅させていれば、償還指導記録カードの様式でなくとも可であることを明確にし、二重の事務作業を解消するよう検討されたい。

【意見】

(3) 一括催告について

各総合支庁では、年1回一括催告状発行整理簿を作成し、12月にすべての滞納者・保証人に対して一括催告を実施することとしているが、一部の総合支庁では入金継続等を理由に一部の滞納者・保証人に対して催告状の発送を実施していない。

毎月の督促・催告は、入金状況によりそれぞれの判断で発送を行わないことは合理性があるが、一括催告はすべての滞納者・保証人に対して年1回は文書で内容を通知する制度であり、例外を作るべきではないと考える。また、整理簿に基づき、総合支庁管轄・市管轄に仕分ける作業も省略でき、業務の効率化にもつながる。例外なくすべての滞納者・保証人に一括催告を行うことを検討されたい。【意見】

4. 小規模企業者等設備導入資金特別会計（中小企業振興課、商業・まちづくり振興課）

（制度概要）

中小企業高度化資金制度は、中小企業者の事業の連携、事業の共同化、中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）の貸付けを行う制度である。「山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月21日山形県規則第10号）」では、独立行政法人中小企業基盤整備機構法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定めている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法によれば、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とし、各都道府県と協力して中小企業者を支援する。

中小企業設備近代化資金制度は、中小企業近代資金等助成法の規定に基づき、中小企業の設備近代化に必要な資金を貸し付ける制度である。「山形県中小企業近代資金貸付規則（昭和39年3月31日山形県規則第18号）」では貸付に関する必要な事項を定めている。なお、中小企業設備近代化資金制度は終了しており、新規貸付は発生しない。

「山形県中小企業高度化資金貸付規則」より抜粋

（趣旨）

第1条 この規則は、中小企業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業の連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）の貸付けに関し、法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（貸付け）

第2条 県は、予算の範囲内で次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 次条の表の貸付対象者の欄に掲げる者（第27条において「中小企業者等」という。）に対し、同表の貸付対象事業の欄に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に対し、法第15条第1項第4号に掲げる業務を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

「山形県中小企業近代資金貸付規則」より抜粋

(目的)

第1条 この規則は、中小企業近代資金等助成法（昭和31年法律第115号。以下「法」という。）の規定に基づき、中小企業者の設備近代化に必要な資金（以下「中小企業近代資金」という。）の貸付けを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第2条 県は法第12条の規定により毎年作成する事業計画に基づき、中小企業者及び貸与機関に対して予算の範囲内で、中小企業近代化資金を貸し付ける。

(収入未済の現状)

平成24年度末の収入未済の状況は以下のとおりである。

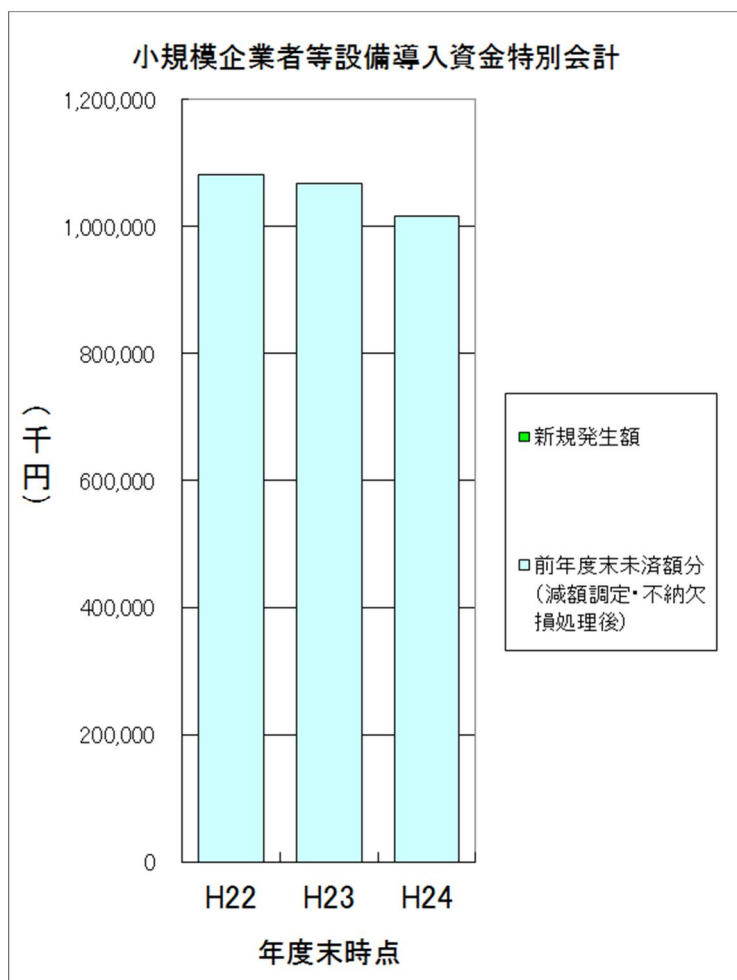
商工労働観光部

区分	科目名	収入未済額（千円）
高度化資金	工場等集団化貸付金元利収入	118,363
近代化資金	設備近代化貸付金元利収入	53,300
高度化資金	商店街近代化貸付金元利収入	139,481
高度化資金	高度化資金貸付金元利収入	705,239
	違約金及び延滞利息	636

当該融資制度は一般的に経済基盤が脆弱な資金力の弱い中小企業者の振興を目的としたものである。このため、運転資金不足から返済遅延の発生の可能性が高く、平成24年度末で34先38件の収入未済が計上されており、いずれも債務者及び保証人の財政状態は悪く早期の全額回収は厳しい状況である。

特に、商店街近代化貸付金は、昭和51年10月に発生した酒田大火により被災した商店の復興支援資金として貸し出されたものであるが、中心街の空洞化により返済不能に至っている債務者もいる。

小規模企業者等設備導入資金特別会計の収入未済額の過去 3 年間の推移は下表のとおりである。



山形県では、「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」を定め、延滞債権に対して納付指導を行うとともに、納付の意思が認められない債務者や債権回収が長期化し、近い将来に回収が困難と見込まれる債権については、担保権の実行や強制執行等の法的措置を検討することとしている。また、最終的に回収不能となった債権については、不納欠損処分を行う。

(実施した手続き)

監査人は、山形県庁において所管する中小企業振興課及び商業・まちづくり振興課に対して、延滞債権の回収事務の検証を行った。取引の抽出は、「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成 24 年度末収入未済リスト」から行った。

具体的には、抽出した事務について、債権管理簿等の資料に基づき検証を行った。

(監査の結果)

抽出した事務について検討した結果、「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」に従い、回収事務がなされていた。

古いものでは昭和 41 年に未済発生 of 債権が含まれており、全体として回収は長期化している。少額入金、債務承認書徴収により時効中断中の債権が多い。資料の閲覧、担当者へのヒアリングにより、平成 25 年度において、不納欠損処分を 2 件予定していることを確認した。山形県としては、貸付資金であるので回収の努力を最大限にすることは当然であるが、債務者及び保証人の状況を把握し、不納欠損処分の基準に該当した場合は、速やかに不納欠損処分を行い、徴収コストの低減を図ることも重要である。

(用語の定義)

不納欠損

地方自治体の歳入は、財務会計上、調定によって債権が確定し、納期限を指定した納入通知書を送付するなどの方法で徴収されるが、何らかの事情によって年度内に収入されなかった場合は収入未済額として翌年度に繰り越され、以後納入されるまでは毎年度、滞納繰越収入未済額として管理される。

不納欠損処分は、この収入未済額から将来にわたって納入されない債権額を除去するための決算上の処理である。

5. 平成21年度の措置状況とそれに対する評価

(1) 総論

「未収金の管理」をテーマとした平成21年度の包括外部監査について、本年度の包括外部監査人の立場から山形県の措置状況を再度検証・評価することにより、行政のより一層の効率化と適法性・適正性の確保に寄与するものとする。また、未収金管理事務に関して、県が過去の指摘事項にどのように対処し、現在の行政事務にどのように活かされているかを検証することは、歳入を監査テーマとしている当年度の監査において、より深度ある監査の遂行が可能となり、住民の利益に貢献するものとする。

評価対象は、まず、対象部局の措置の有無・内容、時期、公表の有無・時期である。対象部局は、特定の行動が「措置を講じた」ことに該当するかどうかの判断（評価）を行っている。その評価結果が妥当かどうかを当包括外部監査人が監査したものである。

(2) 評価方法および監査の視点

- ①書面や電子メールによる照会結果、対象部局からのヒアリング、現地調査、関連証憑の閲覧等に基づいて意見を形成した。
- ②監査の視点は次のとおりである。
 - ・指摘事項または意見に対する措置が適法かつ適切であるか。
 - ・指摘事項または意見に対する措置を講じた結果、現在において指摘を要さない状態となっているか。

(3) 監査手続

具体的な手続は各評価結果で記載しているが、主に下記の手続を実施している。

- ・関係者からのヒアリング
- ・関係書類の閲覧
- ・現地調査

なお、意見に対する措置状況については、主にヒアリングを実施し、必要に応じて証憑の閲覧を行った。

(4) 監査対象

平成21年度の包括外部監査において、指摘事項または意見Aの対象となった部署を対象に、措置内容および現状を把握した。

(5) 報告書の構成

「監査意見要約」の欄には、平成21年度の包括外部監査報告書から抜粋した文言を記載した。また、「措置状況」の欄には、指摘事項については、「山形県広報（第2180号 平成22年9月24日、第2219号 平成23年2月15日、第2253号 平成23年6月21日）」から抜粋した内容を、意見Aについては、聴取した内容を記載した。

①未収金に対する山形県の対応

実施機関名	監査意見要約	措置状況
会計局会計課	<p>(意見A)</p> <p>監査人は、現時点における、山形県出納局の未収金（収入未済額）についての回収意識を高く評価する。監査人は、さらに踏み込んで、未収金（県税以外）で長期滞留しているものについては、各部から切り離して、出納局等の部に移管し、責任を持って、集中的に回収に努めるべきであると判断した。</p>	<p>県は、平成21年度意見を踏まえ検討した結果、特定の部署で回収に努めるよりも、従来通り事情に精通している各部署で対応することが効果的と判断した。</p> <p>平成22年度以降、県は未収金対策本部事務局（会計局会計課）による一元的な進行管理を行っているものの、未収金対策本部事務局は全庁的に対策を推進するためのものである。</p>
会計局会計課	<p>(意見A)</p> <p>未収金（収入未済額）につき、3か月までは各部署に置き、それを超える未収金は出納局（回収専門部署）に移管し回収に当たる等の迅速な対応が実践的である。</p>	

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「平成 25 年度第 1 回山形県未収金対策本部会議資料」）の閲覧を行った。

(改善状況)

平成 24 年度末の特殊要因を除き、平成 21 年度以降未収金は減少している。

平成 24 年度末の特殊要因というのは、国税（法人税）に準拠して課税する法人二税（法人県民税・事業税）について、関連法人との海外取引がある県内法人が国に対し租税条約に基づく申立てを行っており、国家間協議が整うまで徴収猶予（4 億 55 百万円）しているものである。

未収金が減少している状況を鑑みると、一部署で集中的に回収を行うよりも事情に精通している各部署で回収したほうが効果的と判断した県の判断に不合理な点は見当たらない。

未収金残高の推移

・平成 21 年度末→平成 24 年度末で、約2億3千万円増加
 ※特殊要因を除くと、約2億2千5百万円減少

(単位:千円)

	21年度末 収入未済額	22年度末 収入未済額	23年度末 収入未済額	24年度末 収入未済額	単年増減 (H21→ H22)	単年増減 (H22→ H23)	単年増減 (H23→ H24)	3年間の 増減 (H21→H24)
1～3の合計	4,607,087	4,556,416	4,533,664	4,836,816	-50,671	-22,752	303,153	229,730
特殊要因除く	4,607,087	4,556,416	4,533,664	4,382,125	-50,671	-22,752	-151,539	-224,962

注：端数処理の関係で、各項目の計と合計額が一致しない場合がある。

(「平成 25 年度第 1 回山形県未収金対策本部会議資料」より)

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
会計局会計課	(意見A) 未収金の名寄せを行うべきである。回収可能性の判断は、債務者の財政状態いかんにかかわるものであり、回収活動には、名寄せが不可欠である。	県税については地方税法（昭和25年7月31日 法律第226号、以下「地方税法」という。）第22条に基づく守秘義務があり実現不可能であった。 また、県税以外について名寄せを行ったものの、重複した債務者は極めて少なかった。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(名寄せ作業の手順に関する資料)の閲覧を行った。

(改善状況)

県税は毎年未収金の 50%前後を占めるが、地方税法第 22 条の規定により他の未収金との名寄せができなかった。また、県税以外の未収金について名寄せを行ったが、重複する債務者は極めて少なかった。

よって、県は名寄せの効果が小さいと判断している。

(結論)

県税との名寄せができないことはやむを得ず、措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
会計局会計課	(意見A) 出納局（回収専門部署）に弁護士の任期付公務員の起用が即戦力として望ましい。	専門家を取り入れ、債権回収について以下の取組みを行った。 1.平成22年度および平成23年度において、民間の実務経験者を嘱託職

		<p>員（未収金対策推進員）として雇用し、各所管課の訪問に延べ129件同行した。</p> <p>2.平成22年度から平成24年度にかけて弁護士と時間契約を締結し、延べ14件の法律相談を行った。</p> <p>3.平成22年度に弁護士を講師とした担当者研修会を開催した。</p> <p>4.平成23年度に司法書士を講師とした担当者研修会を開催した。</p>
--	--	---

（措置状況に対する監査人の検証手続）

担当課へのヒアリング、資料（「平成 25 年度第 1 回山形県未収金対策本部会議資料」）の閲覧を行った。

（改善状況）

弁護士ではないものの、県は平成 22 年度および平成 23 年度に民間の実務経験者を嘱託職員として雇用した。平成 23 年度で雇用契約が終了したのは、督促業務のノウハウが職員に浸透したためである。

前ページの「未収金残高の推移」によれば未収金の回収状況は良好であり、専門知識を持った職員を雇用した効果はでてている。

（結論）

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
会計局会計課	<p>（意見A）</p> <p>山形県の未収金（収入未済額）について、残高および発生、回収状況について県民の認識を得るため、定期的に新聞等に公表し、詳細のデータについては、インターネットにのせて、県民に知らしめるべきである。</p>	<p>県は、平成22年度以降「債権管理取組方針」として山形県未収金対策本部の方針をホームページに掲載している。</p> <p>また、平成24年7月15日には「平成23年度末における収入未済額、並びに平成24年度債権管理取組方針について」、平成25年7月30日には「平成25年度第1回未収金対策本部会議の開催について」という記事をホームページに掲載し、継続的に情報開示を行っている。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、山形県ホームページの閲覧を行った。

(改善状況)

山形県のホームページを閲覧し、意見に対して措置が行われていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

②損害賠償で生じた未収金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
建設企画課	(指摘事項) 収入計上の時期が不適切であった。いかに県の会計といえども、損害賠償金という特殊な債権において、債務承認されていない債権は計上しないのが相当である。	契約時点においては契約約款に損害賠償に関する規定がなかったが、現在では契約約款の改正を行ない、談合等の不正行為があった場合には、契約額の20%（平成15年～18年度は10%）を違約金として業者が支払う旨の損害賠償予約条項を盛り込んでいる。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「建設工事請負契約約款（平成19年3月30日公示第324号）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「建設工事請負契約約款」に下記の規定が設けられていることを確認した。

第52条の2

乙は、この契約に関して第49条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、請負代金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
建設企画課	(意見A) 山形県側のコミュニケーションが不十分だった。和解の率の5%が正しいと仮にすれば、問題となった率である13.35%を、説明会を開く前に是正するか、理解してもらうべきであった。そのための有力な手段が相手方とのコミュニケーションで、感想程度でも良いから膝を割って打診すべきであった。	請求対象者の近況を把握し、支払が遅延している業者に対して、履行延期（分割納付）承認を行っている（3社実施中、1社完納、2社納付中）。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（未納業者対象メモ）の閲覧を行った。

(改善状況)

未納業者対象メモを閲覧し、担当課が請求対象者に対して面談や電話でコミュニケーションを図っていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

③補助金返還未収入金の不納欠損金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
農政企画課	<p>(指摘事項)</p> <p>補助金支払い後の金銭の流れについて、事実を徹底的に解明していないこと。今後同じような事件が生じないよう、金銭の流れに関する徹底した事実認識を実践していかなければならない。</p>	<p>農林水産部及び総合支庁に「山形県農林水産部補助金等適正化審査会」を設置し、事業実施主体の妥当性や事業計画について書類の審査に加えヒアリングや現地調査を行い、補助金交付決定に係る審査の徹底を図っている。また、「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」を定め、建設工事、機械等の購入、関係書類等について中間確認、完成確認検査、実績報告に係る現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容に適合しているかについて確認の徹底を図っている。</p>
農政企画課	<p>(指摘事項)</p> <p>補助金を入手することだけを目的とした申請との疑惑がもたれるが、これを徹底的に払拭していないこと。まず、今後同じような事件が生じないよう、審査の段階で、補助金対象事業者の目的が補助金の入手ではないことの確証に努めなければならぬ。そして、万が一、事件が発生した場合、同疑惑を払拭するまで、徹底的に事実認識を実践していかなければならない。</p>	<p>既に上記の措置を実施しており、今後同様の事態を生じさせないため、事業の計画、事業主体の妥当性、実績等を十分に確認する。</p>

農政企画課	<p>(指摘事項)</p> <p>国（東北農政局）に対しても、関与している責任（特に事業体を特認した責任）を追及すべきである。今後、万が一事件が発生した場合、事実を明確にし、そのうえで、国にも責任がある場合、国に対してその責任分担を主張しなければならない。すなわち、山形県民の損害を最小限にするため、国に対しても毅然とした対応をとることが必要である。</p>	<p>今後同様の事態を生じさせないため、国と十分に連携して、事業の計画、事業主体の妥当性、実績等を確認する。</p>
農政企画課	<p>(意見A)</p> <p>事業体の選定を誤ったからといって、補助金の補助事業に対して委縮した対応をしてはならない。山形県民のため、積極的に活動を行なってもらいたい。そのためには、事業体の選定等においてチェックするツールが必要と考える。今回の事件を観察してそのツールを作成したので利用されたい。</p>	<p>包括外部監査人が提示した「補助金適正費消チェックリスト」を参考として、現地調査要領の一部改正を行い、ソフト事業を含む原則全ての補助事業に現地調査調書の作成を義務づけるなど、補助金の適正化に向けた取組みを強化している。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（平成 21 年 6 月 8 日開催の山形県農林水産部補補助金等適正化審査会の議事録、平成 22 年 4 月 26 日付の現地調査調書、「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領（平成 22 年 4 月 1 日施行）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

- ・山形県農林水産部補助金等適正化審査会の議事録を閲覧し、補助金交付決定が 10 名以上の審査員によって決定されていることを確認した。
- ・現地調査調書入手し、適切に現地調査が行われていることを確認した。
- ・平成 21 年度の指摘以降、補助金返還請求となるような事例がないことをヒアリングにより確認した。
- ・「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」に下記の規定が設けられていることを確認した。

第5条 補助事業等が完了し、規則第14条の規定による補助事業等実績書が提出された場合には、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより現地調査を行うものとする。

区分	現地調査等
建設工事	<p>現地調査等を行い、様式第2号により調査調書を作成するものとする。ただし、前条に定める完成確認検査を実施した場合は、現地調査等を省略することができる。</p> <p>なお、現地調査等を省略した場合であっても、補助事業等に係る経理状況に関する証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書の写し等）を調査（事務検査等）し、様式第2号により調査調書を作成するものとする。</p>
機械等の購入	同上
ソフト事業等	<p>現地調査等を行い、様式第2号により調査調書を作成するものとする。ただし、状況写真等及び補助事業等に係る経理状況に関する証拠書類により、補助事業等の完了を確認できる場合は、現地調査等を省略の上、様式第2号により調査調書を作成することができるものとする。</p>

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
農政企画課	<p>(意見A)</p> <p>補助金事故防止対策について、次の点について改善されたい。</p> <p>① 補助金の目的が達成されているか否かについての判定ないし判断を明確にすること。会計検査院の指摘を受けないことを確認する。確認者も明示し、責任の所在を明確にする。</p>	<p>補助金が事業目的に適合して使われているか否かの判定については、補助事業等に係る実績報告時に、現地調査を行い確認している。所定の調査様式は、確認者の氏名を明記し、必要な決裁をとることで責任の所在を明確にしている。</p>

	<p>② 現地調査が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p>	<p>現地調査では、原則全ての補助事業等を対象に所定の現地調査調書を作成し、補助金支払時に会計担当部署が当該調書を確認している。また、定期監査においても監査を受けている。</p>
	<p>③ 審査会を開催した事実を審査会議事録等で記録し、誰が審査の責任を負うのかを明確にすること。</p>	<p>監査内容については、チェックリストを作成し、これに基づき審査を行い、議事録として保管する仕組みをとっている。また審査会の審査結果については、出席者（審査者）の押印による決済を実施し、責任の明確化を図っている。</p>
	<p>④ 審査会が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p>	<p>審査会の審査者は、当該担当課のみならず関係のない所属の課長級職員が審査を実施するしくみとしており、補助金支払時には会計担当部署が審査結果を確認している。また、定例監査においても監査を受けている。</p>
	<p>⑤ 現地調査および審査会に、専門家を招へいすること。また、専門家の判断で別途調査が必要となった場合は、専門家の調査を実施すること。</p>	<p>建設工事など、専門的知識を有する者でないと適切に完了確認が行えないと判断される場合、工事検査所管部署などの職員に依頼し現地調査を実施している。</p>

	<p>⑥ 現地調査調書の支出について、個別の支出内容が、事業目的に合致しているか、計画で予定していたものであるかの判断の記載が必要である。</p>	<p>現地調査調書では、具体的な支出の用途がわかる支出一覧表（収入支出明細書）の添付を義務づけており、事業目的に合致した支出であるか、計画で予定していたものであるかの判断が可能な様式としている。</p>
--	---	---

（措置状況に対する監査人の検証手続）

担当課に対するヒアリング、資料（山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領（平成 22 年 4 月 1 日施行）様式第 2 号：補助金等の現地調査調書（以下、「現地調査調書」という）及び別紙：収入、支出明細書（以下「収入、支出明細書」という）、平成 21 年度定期監査に係る監査調書、山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領（平成 24 年 4 月 1 日施行）別紙様式 1：農林水産部所管補助事業等計画審査チェックリスト（以下、「計画チェックリスト」という））の閲覧を行った。

（改善状況）

- ① 「現地調査調書」に、確認者の氏名を記載する箇所があることを確認した。
- ② 現地調査では、原則全ての補助事業等を対象に「現地調査調書」を作成していることをヒアリングにより確認した。また、平成 21 年度定期監査に係る監査調書を閲覧し、監査委員からの監査を受けていることを確認した。
- ③ 「計画審査チェックリスト」を閲覧し、チェックリストを利用していることおよび審査者の押印があることを確認した。
- ④ 補助金支払時には会計担当部署が審査結果を確認していることをヒアリングにより確認した。また、平成 21 年度定期監査に係る監査調書を閲覧し、監査委員からの監査を受けていることを確認した。
- ⑤ 専門的知識を有する者でないと適切に完了確認が行えないと判断される場合、工事検査所管部署等の職員による現地調査を実施している旨および当該事実については、現地調査調書に記載している旨をヒアリングにより確認した。
- ⑥ 「収入、支出明細書」を閲覧し、事業目的に合致した支出であるか、計画で予定したものであるかの判断が可能な様式となっていることを確認した。

（結論）

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
農政企画課	<p>(意見A)</p> <p>本件のように補助金の返還義務が発生する可能性があるから、その返還債務について物的担保や人的担保を徴求していないのは問題である。この点で、危機管理についての考えが甘い。今後は、交付時において「返還義務が発生する場合があります、その返還義務を担保するために担保を徴求する」旨を告知して、担保徴求手続を実行すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業は融資と異なり、補助金の額の確定時点で事業が適正に実施されたことが確認されれば返還等の事態を生ずることは通常なく、担保徴求に馴染むものではない。 ・交付決定時には、審査会を開催するなどして審査を徹底し、補助事業の実施中は、必要に応じて状況報告を求めて指導を行うなど、補助金返還の事態が生じないよう対策を講じている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

平成 21 年度の指摘以降、補助金返還の事態が生じていないことをヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

④中小企業高度化資金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(指摘事項) 不納欠損に係る規定に不備がある。限定承認があった場合、清算の結果により資産が残れば請求可能である。従って、ただちに法的請求ができなくなったと判断し、不納欠損処理することは妥当ではない。県は、当該規定につき見直しを行うべきである。	「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」の改正を行った。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準(平成23年4月28日改正)」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」に下記の規定が設けられていることを確認した。

第2条 県は、債権について、債務者等(主債務者及び連帯保証人をいう。以下同じ)の全部が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

(中略)

(3) 債務者等が死亡し、その債務によって民法第922条に規定する限定承認による精算手続きが行われ、回収すべき債権の弁済がなされないことが確定したとき。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 回収金額の債権への充当(債権の消しこみ)に関し、弁済者による意思表示(どの債権に充当するか)に係る書面等を入手すべきである。	指摘の該当案件について、過去の債務分は、平成22年1月28日に「債務承認書」を受理し、現在の債務額を明らかにしたうえで時効も中断。今後の充当先については、「償還計画書」を平成22年3月19日に受理した。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることを、ヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 担保物件の追加による保全手続が行われていない。規定である「手引き」が求める担保物件の再評価及び追加担保の徴求が適切に行われなかった。また、当該規定についても、「著しく地価が下落」や「必要と認めるとき」といった曖昧な表現となっており、手続基準として明確でないため、見直しが必要である。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。3年ごとに不動産担保の再評価を行い、担保や保証人の追加要求を検討することとしている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き（平成23年4月改正）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

2 通常の債権管理

(中略)

(2) 担保物件等の再評価

3年毎に担保不動産を再評価し、償還状況等を勘案して必要と認めるときは、追加担保の徴求も検討する。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課 商業・まちづく り振興課	(意見A) 連帯保証人への手続が行われていない。10数年から30年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行ない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。連帯保証人については、調査等の手続を進める。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

3 延滞発生時の対応

(中略)

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

(中略)

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合(延滞発生から1年以上経過したもの)又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても請求する。

連帯保証人に対しては、主債務者と同類の責務があることを認識させることが必要である。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 時効完成の債権に対して手続が行われていない。これにより債権未回収の状況が長期化している。規定である「手引き」の見直しを行ない、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。 債務者への債務承認書、償還計画書の徴求を行っている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

7 時効の中断

(中略)

(時効完成債権に対する手続き)

- ①主債務者、連帯保証人に対して支払意思を確認し、時効を援用しない場合は、消滅時効の援用権の放棄を明記した債務承認書(参考様式)及び償還計画書の徴求を図る。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 「平成13年度包括外部監査措置状況」の内容に不適切な部分がある。今回監査の資料として抽出した債務者の中に、すでに平成元年に時効が完成済みのケースが1件検出された。これについて、公表資料である措置状況で事実と反した記載を行っていた。県民に対する公表資料は事実に即して明確な記述とすべき	「平成13年度包括外部監査措置状況」の公表内容に不備があり、今後かかることのないよう徹底する。

	である。	
--	------	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることを、ヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑤中小企業設備近代化資金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(指摘事項) 債務者に係る資料（特に審査資料）の保管が適切に行われていない。現在未収金となっている債権につき、貸付決定時からのすべての関係資料の収集と一元管理を再度調査の上、関係書類の管理手続を徹底すべきである。	今まで別綴りになっていた審査資料を本体資料と一綴りにして債務者ごとに保管することとした。今後も適切に保管していく。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、実地調査を行った。

(改善状況)

中小企業振興課に実地調査を行った結果、審査資料が本体資料と一綴りにして債務者ごとに保管されていた。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(指摘事項) 貸付対象資産に係る事業を債務者が廃止したが、知事に変更申請（文書）を提出せず延納処理している。中小企業が事業を廃止することは、中小企業の事業規模からは重大な変更であり、企業の倒産リスクが高まっている可能性があるものとするのが妥当である。したがって、知事への書面による報告義務は必ず履行されるべきものである。	貸付対象資産にかかる事業の廃止は債権保全上も重要な事項であり、引き続き定期的な債務者への電話連絡や訪問による状況把握に努め、届出事項がある場合は届出書の提出を指導していく。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

指摘の案件については、事業者（個人事業主）は事業を廃止し既に死亡しているため、事後的な変更申請書の提出は求められない状況にあるが、平成 21 年度以降、届け出漏れは発生していないことをヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 主債務者への催告後の手続規定が不十分である。「手引き」において、催告後の法的手続や償還計画の内容等に関する規定を見直し、適切に運用すべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。 債務者に債権全額についての償還計画を求めるほか、連帯保証人を介した督促、担保の処分や法的手続きの検討を行っている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>3 延滞発生時の対応</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 主債務者及び連帯保証人への請求</p> <p>①主債務者に対する請求</p> <p>ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。</p> <p>イ 上記約束が履行されない場合は、</p> <p>i 連帯保証人から主債務者へ催告される。</p> <p>ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。</p> <p>ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求する旨の催告書を送付する。</p>

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	<p>(意見A)</p> <p>連帯保証人への手続が行われていない。10数年から30年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行ない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。</p>	<p>「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。連帯保証人に対する請求、調査等の手続きを従来以上に徹底して行っている。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

3 延滞発生時の対応

(中略)

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

(中略)

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合(延滞発生から1年以上経過したもの)又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても請求する。

連帯保証人に対しては、主債務者と同類の責務があることを認識させることが必要である。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	<p>(指摘事項)</p> <p>不誠実な債務者に対する手続が適切に行われていない。「不誠実な債務者」の定義規定がないことが、担当者が手続に踏み切れない一因とも考えられる。「手引き」に「不誠実な債務者」他の定義規定を新設した上で、手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。</p>	<p>「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行った。</p> <p>当該債務者に対する手続は改正手引きに基づき、今後、適切に行う。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」）の閲覧、現地調査を行った。

(改善状況)

・「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>3 延滞発生時の対応</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 主債務者及び連帯保証人への請求</p> <p>(中略)</p> <p>④不誠実な債務者に対する催告</p> <p>不誠実な債務者に対しては、書面により来庁呼出しを行い納付を指導する。来庁呼出しに応じない場合は、再度、書面により来庁呼出しを行い、応じない場合は法的措置を辞さないことを強く示唆する。</p> <p>不誠実な債務者の例としては以下のことがあげられる。</p> <p>ア 正当な理由がなく県からの交渉申出に応じない債務者</p> <p>イ 債務に関する情報開示を拒否する債務者</p> <p>ウ 財産の秘匿、無断処分等、県の権利行使を妨害しようとする債務者</p> <p>エ その他、アからウに類する債務者</p>

・現地調査を実施し、債務者に対する手続が改正後の手引きに基づき行われていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(指摘事項) 時効等の法解釈を誤ったまま手続されている。滞納の発生している債権の時効起算日を、滞納発生日の翌日とすべきところ、金銭消費貸借契約書の最終償還期日の翌日からとしているケースを検出した。	誤りのある時効管理表を修正した。 今後とも、適正な時効管理に努める。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（時効管理表）の閲覧を行った。

(改善状況)

時効管理表を閲覧し、時効起算日を滞納発生日の翌日としていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 保全手続が適時適切に行われず、時効完成済みの債権がある。「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、時効の中断や増担保の提供の債権保全手続が確実に成されるよう管理すべきである。	時効完成済みの債権を含め、債務確認書の提出を求める等、債権保全のための手続きを徹底している。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

ヒアリングにより、措置状況のとおりであることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
中小企業振興課	(意見A) 時効完成の債権に対して手続が行われていない。当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」の改正を行い、債権保全を徹底するとともに、時効援用等により回収

	<p>等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。</p>	<p>不可能となった債権については、不能欠損処分を進めている。</p>
--	--	-------------------------------------

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」、「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成24年度末収入未済リスト」)の閲覧を行った。

(改善状況)

・「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>7 時効の中断 (1) 消滅時効 (中略) (時効完成債権に対する手続き) ①主債務者、連帯保証人に対して支払意思を確認し、時効を援用しない場合は、消滅時効の援用権の放棄を明記した債務承認書(参考様式)及び償還計画書の徴求を図る。 ②主債務者、連帯保証人が時効を援用する場合は時効援用届を提出させる。</p>
--

・「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成24年度末収入未済リスト」を閲覧し、不納付欠損処理が進められていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
<p>中小企業振興課</p>	<p>(意見A) 平成13年度指摘債権に状況の改善のない債権が多数ある。平成13年度の指摘にもあるように、①抵当権設定資産が残っている場合には実行する、②連帯保証人に対する手続を</p>	<p>債権管理員を中心に、連帯保証人との交渉や相続人の調査を強化するとともに、抵当物件の処分可能性の検討等を進め、回収に向けた取組みを実施している。回収不可能となった債権</p>

	<p>進める、③相続調査を行い債務者や連帯保証人の相続人からの回収を検討する等手続を進めるべきである。そして、上記回収努力の末、回収可能性がないと判断されるものは不納欠損処理の手続を進めるべきである。</p>	<p>については、不納欠損処理を進めている。</p>
--	--	----------------------------

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成 24 年度末収入未済リスト」）の閲覧を行った。

(改善状況)

- ・措置状況のとおりであることをヒアリングにより確認した。
- ・「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成 24 年度末収入未済リスト」を閲覧し、不納付欠損処理が進められていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑥違約金及び延滞利息

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 連帯保証人への手続が行われていない。長期に渡り、連帯保証人に対する請求手続が行われていない。今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	連帯保証をしている商店街振興組合との協議、状況調査を基に回収方針を策定して取組んでいる。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることをヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 債権管理の手引きに係る連帯保証人の規定を見直すべきである。「連帯保証人は主債務者と同一の債務を負い、原則として債権者の請求に対する抗弁を有していない。」ことを希薄化させるような記載がある。また、「組合」に関して、連帯保証人の具備すべき要件等を規定すべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」の改正を行った。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

3 延滞発生時の対応

(中略)

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

(中略)

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても請求する。

連帯保証人に対しては、主債務者と同類の責務があることを認識させることが必要である。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。

※事業協同組合や商店街振興組合等は、有限責任であるうえ、十分な保証能力がない場合があることから、組合自体が新たな連帯保証人となる場合は、組合の資産状況等を調査し、保証能力を確認の上、保証参加を得ること。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 保全手続が適時適切に行われず、時効完成済みの債権がある。今回抽出した債務者は、すべて時効完成済みのケースであった。「手引き」に則った手続をしていない事などが原因と考えられる。「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、時効の中断や増担保の提供の債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」の改正を行うとともに、手引きの規定に従った債権保全手続の徹底を図っている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」、「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成24年度末収入未済リスト」）の閲覧を行った。

(改善状況)

・「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

7 時効の中断 (1) 消滅時効 (中略) (時効完成債権に対する手続き) ①主債務者、連帯保証人に対して支払意思を確認し、時効を援用しない場合は、消滅時効の援用権の放棄を明記した債務承認書（参考様式）及び償還計画書の徴求を図る。 ②主債務者、連帯保証人が時効を援用する場合は時効援用届を提出させる。

・「小規模企業者等設備導入資金特別会計 平成24年度末収入未済リスト」を閲覧し、不納欠損処理が進められていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
商業・まちづくり振興課	(意見A) 違約金の算出が適時に行われていない。「手引き」等規程表現の見直しを行ない、違約金を課すすべての債権につき例外なく違約金の概算金額を通知する手続を行うべきである。	「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る債権管理の手引き」の改正を行った。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金にかかる債権管理の手引き」に下記の規定が設けられていることを確認した。

5 長期延滞債権の処理（延滞1年以上の貸付先に係る債権をいう。）

長期延滞債権については、別記「債権分類表」に基づき分類し、そこに示した各方針に従い処理する。

なお、主債務者及び連帯保証人に対し、毎年度1回以上償還残高及び違約金発生額を通知し、早期完済を指導する。

ただし、弁済中の者から早期完済される見込みがある場合は、この限りではない。

（結論）

措置状況に問題は無い。

⑦ 母子及び寡婦福祉資金貸付金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	<p>(指摘事項)</p> <p>一部の借用書が適切に保管されていない。早急に当該借用書の所在を明らかにすべきである。また、本件以外の貸付金(特に未収金部分があるもの)に係る借用書のうち、所在不明のものがいないか総点検を行うべきである。そして再発防止のため、借用書等重要書類の保管手続についてすべての担当者が再確認するとともに、定期的な重要書類の点検を行うべきである。</p>	<p>各総合支庁に所在不明のものがいないか総点検を行うよう口頭により指示した。</p> <p>また、重要書類の保管手続について再確認し、定期的な重要書類の点検を行うよう通知を行った。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(平成22年10月8日付けの子家第467号の部長通知「母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な運用について(通知)」、「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領(平成24年10月1日改定)」)の閲覧を行った。

(改善状況)

・母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な運用について(通知)を閲覧し、借用書について総点検を行っていることを確認した。その結果、8件の所在不明の借用書が発見されたが、いずれも償還が開始されており、借受人が債務を認めていること、および弁護士への照会の結果、借用書が存在しなくとも、他の方法で貸付の証明ができるのであれば、法的効力に影響はない旨を確認しているため、借用書の再作成はしていない旨をヒアリングにより確認した。

・「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」に下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>第1 貸付事務 (中略)</p> <p>8 貸付完了後における書類の具備等 (中略)</p> <p>(4) 借用書、貸付申請書、貸付決定関係書類等重要書類については、定期的 その所在を確認するものとする。</p>

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(指摘事項) 滞納が発生している者に新たな貸付を行っている。母子福祉資金貸付基準に規定を置いて、負債の償還につき支障をきたしたものに貸付けを行わないよう排除しているが、県はこれに基づく手続を行っていない。	滞納が発生している者に新たな貸付を行わないよう、改めて総合支庁へ口頭により指示を行った。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(平成22年4月16日開催の母子福祉事務担当者会議議事録、「母子福祉資金貸付基準」)の閲覧を行った。

(改善状況)

・「母子福祉事務担当者会議」議事録にて、滞納が発生している者に新たな貸付を行わないよう指示していることを確認した。

・「母子福祉資金貸付基準」に、下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>8 申請者及び申請者の母並びに保証人の償還に対する意思及び能力が希薄であると認められる場合 次に例示するような場合は、貸付けを行わない。 (中略) (2) 過去に借り受けた本制度の償還を現に滞納している場合</p>
--

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(意見A) 連帯借主が死亡した際の事務手続が規定されていない。 少なくとも相続調査により相続人等を明らかにしたうえで、相続されている場合には当該相続人に対する説明および償還請求等行うべきであろう。連帯借主及び連帯保証人の死亡ケースに係る手続についての手続を検討し、当該規定を県取扱	「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」を改訂し、連帯借主や保証人が死亡した際の事務手続および相続調査による相続調査による相続人の特定について規定した。

	要領等においたうえで適切に運用すべきである。	
--	------------------------	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」に下記の規定が設けられ、適切な対応を行っていることをヒアリングにより確認した。

第5 借主、連帯借主、保証人に異動がある場合

(中略)

2 借主、連帯借主、保証人が死亡したとき

(1) 福祉課長は細則第6条第2項（細則第18条において準用する場合を含む。）により、借主又は連帯借主に係る母子（寡婦）福祉資金借受者等死亡届（細則別記様式第14号）の届出があった場合には、新しい返済者の意思を確認のうえシステムに異動事項を入力するものとする。

(2) 福祉課長は細則第6条第2項（細則第18条において準用する場合を含む。）により、保証人に係る母子（寡婦）福祉資金借受者等死亡届の提出があった場合には、借主又は連帯借主に細則第7条第1項（細則第18条において準用する場合を含む。）の母子（寡婦）福祉資金保証人変更承認申請書を提出させるものとする。

(3) (1)及び(2)に規定する届出等が提出されない場合、福祉課長は相続調査により相続人を特定し、(1)及び(2)に規定する届出等を提出させるものとする。相続人の確認は、死亡者に係る戸籍謄本（除籍謄本及び改製原戸籍謄本を含む。）を全て確認することにより行う。なお、限定承認の場合は限定承認申述受理証明書、相続放棄している場合は相続放棄申述受理証明書により確認すること。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	<p>(指摘事項)</p> <p>連帯借主への手続が行われていない。</p> <p>県取扱要領に、長期滞納者については連帯借主への債務履行請求を行う旨規定されている。滞納が発生しており借主の資力の問題ありと判断した場合は、躊躇することなく、</p>	<p>今後は、連帯借主にも直接請求することにより返納処理を進めるよう、改めて総合支庁へ通知を行いました。</p>

	当該貸付金の利得を享受した連帯借主に直接請求する事務を行うべきである。	
子ども家庭課	(意見A) 連帯保証人への手続が行われていない。今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	連帯保証人への手続の強化について、担当者会議等で総合支庁に指示した。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(平成22年10月8日付けの子家第467号の部長通知「母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な運用について(通知)」、平成22年4月16日開催の母子福祉事務担当者会議議事録)の閲覧を行った。

(改善状況)

・母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な運用について(通知)にて、包括外部監査人からの指摘事項について適正に対応するよう指示されていることを確認した。

・母子福祉事務担当者会議議事録にて、連帯借主にも直接請求することにより返納処理を進めるよう指示していること及び今まで以上に連帯保証人に対しての返済手続きを強化していくよう指示していることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(指摘事項) 貸付金を26ヶ月分一括で送金する手続ミスがあり、その後の返納処理に柔軟性が無い。県からの月次貸出を行う一方で、先払い部分の回収は一向に進まず、結局二重払いの状態となり、平成20年度末現在も当初先払い額の大部分が未収金として残っている結果となっている。	送金事務に対して、複数の担当によるチェック体制を強化するよう口頭により指示を行った。 また、今後は返納処理を柔軟に行う。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(平成22年4月16日開催の母子福祉事務担当者会議議事録、「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」)の閲覧、4総合支庁(村山、最上、置賜、庄内)への現地調査を行った。

(改善状況)

・母子福祉事務担当者会議議事録に送金事務に対して、複数の担当によるチェック体制を強化する旨の指示がなされていることを確認した。

・当該案件の収入未済額は平成24年度末時点で、先払(手続ミス)分の返納金が685,000円、月次貸付分の返納金が30,000円、月次貸付分の償還金が190,000円(調定済額408,500円)であり、不定期にはあるが、返済が行われていることをヒアリングにより確認した。

・総合支庁へ往査し、借用書と送金額の照合(ダブルチェック)を実施していることを確認した。

・「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」に下記の規定が設けられていることを確認した。

第1 貸付事務

(中略)

6 貸付金の交付

(中略)

(6)第2の8に定める母子寡婦福祉資金貸付金返納金が未納の場合、資金の交付は行わない。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(意見A) 不納欠損処理が適時適切に行われていない。 県取扱要領に不納欠損の規定を置いたのは、主債務者等の時効援用がなされないまま長期に渡り債権管理していくことを避け、実質的に債権の回収可能性が限りなく0に近い場合には不納欠損処理をして非効率事務を回避するためと思料される。 したがって、県は自らが置いた県取扱要領に基づき、適時適切に不納欠	消滅時効期間が経過した債権について、今後の徴収の見込みがない場合は、時効援用の手続きを行い、不納欠損処分を行うとともに、時効援用がなされない見込みの場合は、会計課と協議しながら対応を検討していく。

	損処理すべきである。	
--	------------	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

時効の援用がなされた債権については、不納欠損処理していることをヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑧児童措置費負担金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	<p>(意見A)</p> <p>回収金額の債権への充当につき弁済者による意思表示に係る書面等を入手すべきである。</p> <p>民法は、債務者から入金があった場合、通常債務者に有利となるよう、そして得べかりし利益が同じ場合には先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としてある。そして、もし後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、債務者（弁済者）からの意思を明確に示した文書等が必要となる。</p> <p>県の処理において、債務弁済に係る弁済者の意思表示を明確にした文書等が保管されていないまま、後に弁済期が到来する債権に充当している処理が検出された。</p>	<p>回収金額の債権への充当につき、弁済者による意思表示を記した書面を入手すべく「山形県児童措置費等費用徴収要綱」を改正（平成23年3月1日子家第731号）し、長期にわたり滞納している者で、一括納入が困難な場合には、「債務承認及び分割納入誓約書」を提出させることで債務を承認させ、分割納入による計画的な納入を促している。</p>
子ども家庭課	<p>(意見A)</p> <p>債務承認による債権の保全手続がなされていないケースが多い。</p> <p>県は、債権の保全に係る規定を具体的なものに改定し、各担当者が手続に迷う余地を与えず、全庁で適時適切かつ円滑に手続がなされるようにすべきである。</p>	<p>「山形県児童措置費等費用徴収要綱」を改正（平成23年3月1日子家第731号）し、長期にわたり滞納している者で、一括納入が困難な場合には、「債務承認及び分割納入誓約書」を提出させることで債務を承認させ、分割納入による計画的な納入を促している。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（「山形県児童措置費等費用徴収要綱（平成23年3月1日改正）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「山形県児童措置費等費用徴収要綱」に下記の規定が設けられ、適切な対応を行って

いることをヒアリングにより確認した。

第5 徴収金の徴収

5 債権の保全

(中略)

- (2) 納入通知書発行後、督促状を交付するまでの間及び督促状を交付してから滞納処分の執行を依頼するまでの間は、債権の保全に注意し、関係機関との連携のもとに積極的に納入の推進を図ること。特に現年度分の滞納が発生した場合は、総合支庁長は児童相談所長に対し、「児童措置費負担金現年度滞納者調査表について（照会）」（別紙様式第10号の1）により「児童措置費負担金現年度滞納者調査表」（別紙様式第10号の2）の送付を求め、当該調査表により滞納者の実状把握と納入推進に努めること。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑨児童扶養手当返納金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	<p>(指摘事項)</p> <p>返納金未納部分のある受給者がその後再度手当の支給を受けている。この点、返納金未納部分と将来の手当支給額とは相殺される関係にあることを、法は明らかにしている(法第31条)が、県は当該債権債務の相殺に係る実務を行った実績はない。</p>	<p>受給申請者に返納金未納部分がある場合、手当支給時期に併せて返還計画を作成のうえ未納分の支払いを求めることとする手続き規定を新たに設けた。</p> <p>今後は、当該規定に基づき、手当支給時期に返還が行われるよう徹底していく。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「児童扶養手当(県支給分)返納金事務取扱要領」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「児童扶養手当(県支給分)返納金事務取扱要領」の第5の3に下記の規定が設けられ、該当事案が生じた場合には、適切な対応を行うことをヒアリングにより確認した。

<p>第5 参考事項</p> <p>(中略)</p> <p>3 内払調整について</p> <p>手当の支給が継続している場合において、手当が正当支払金額より多く支払われた場合には、児童扶養手当法第31条の規定によりその後に支払うべき手当との内払とみなし、内払調整を行う。</p> <p>なお、債務者のうち、資格喪失後再度手当の支給すべき事由に至ったときには、総合支庁は当該債務者の手当支給時期に併せて返還計画を作成し、滞納分の支払いを求めること。</p>

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	<p>(指摘事項)</p> <p>時効の認識を誤り、成立後数年間不納欠損処理が行われていない。債権管理担当者が時効期間について誤った理解のうえで処理し、消滅</p>	<p>手続き規定の見直しを行った。</p> <p>(・債務者が分割された弁済金額についての履行を督促状の納入指定期限から1ヶ月以上怠ったときには、この債権の全部に</p>

	<p>時効が成立しないよう規定等の記載を修正し、正しく運用しなければならない。また、期限未到来部分のある債務者に対しては、債務承認等保全手続を速やかに行うべきである。</p>	<p>ついて延長された履行期限の繰上を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務の履行が延滞した場合、債務承認書の提出を求めることとした。 ・消滅時効の起算時点について、分割納入の場合、繰上償還手続後に発行した納入通知書の納期限の翌日から起算して5年と明記した。）
--	---	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料(「児童扶養手当(県支給分)返納金事務取扱要領」)の閲覧を行った。

(改善状況)

「児童扶養手当(県支給分)返納金事務取扱要領」に下記の規定が設けられ、適切な対応を行っていることをヒアリングにより確認した。

<p>第3 債務の履行が延滞した場合等の事務処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合支庁は、債権の保全及び債務の履行確保のため、債務者に係る調査、時効中断事由となるよう債務承認書の提出(様式第10号)を求める等その他必要な措置をとること。 2 納期限後未納となっている債権の取扱いは次のとおりとする。 (中略) (3) 繰上償還 子ども家庭課は、債務者が分割された弁済金額についての履行を督促状の納入指定期限から1ヶ月以上怠ったときには、この債権の全部について延長された履行期限を繰り上げることができるものとする。 (中略) <p>第5 参考事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公法上の金銭債権の消滅時効は5年とされている。(地方自治法第236条等参照)なお時効の起算時点は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 一括納入の場合 納期限の翌日から起算して5年 分割納入の場合 前述第3の2(3)による繰上償還手続後に発行した納入通知書の納期限の翌日から起算して5年

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
子ども家庭課	(意見A) 時効管理しているエクセルデータ上の検証が行われていない。 担当者の作成した資料の正確性を担保するよう、作成者以外の上長等による検証を定期的に行い、また定期的なデータ保全を行うことを検討すべきである。	時効管理しているエクセルデータについて、定期的なデータの検証を行い、課内決裁を受けチェック体制を強化した。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることを、ヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。